

## 令和8年度 中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

令和8年4月1日制定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

### (目的)

**第1条** トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

### (受講対象者)

**第2条** 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

### (助成対象の大学校)

**第3条** 国の人材養成機関である次の中小企業大学校（以下「大学校」という。）を対象とする。

学 校 名：関西校

学 校 住 所：〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13

大阪国際ビルディング 17F

T E L：06-6530-0029

### (対象講座)

**第4条** 対象となる講座は、助成対象の大学校が定める講座で、次に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

### (定員)

**第5条** 1会員からの申込みは当該年度中10件(10名)までとする。

- 2 定員数又は助成限度額(予算)を超えた場合は、締め切り日前であっても受付を終了する。

### (受講の申出・承認)

**第6条** 受講を希望する会員は当該講座の受講申込み前に、受講者及び受講講座等について事前に兵ト協へ申し出をし、受講の承認を得る。

### (大学校への申込み)

**第7条** 会員は、前条の承認を得た後、受講しようとする大学校に対して受講申込みの手続きを行う。  
なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。

- 2 受講申込み後、大学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
- 3 受講料は、所定の額(全額)を会員が直接、当該校に納入する。

### (受講修了後の手続き)

**第8条** 会員は受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに様式

- 1 「受講修了通知書兼助成金申請書」(以下「申請書」という。)を兵ト協へ提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には「受講修了証書」の写し及び「振込金受取証書」等の写しを添付しなければならない。

#### (助成額及び上限等)

**第9条** 助成額及び上限等については、別に定める実施要領によるものとする。

#### (助成金の交付)

**第10条** 兵ト協は、会員から申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは全ト協と協調して助成金を交付する。

#### (受講申込後の変更又は中止)

**第11条** 会員は、兵ト協から受講の承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨を、速やかに兵ト協に申し出る。

#### (助成金の返還)

**第12条** 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

#### (その他)

**第13条** 本要綱に記載のない事項については、全ト協と協議し対処する。

#### (附 則)

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。